

公益財団法人 しまね文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人しまね文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いある文化的生活を支え未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行ない、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、映像、写真、舞踊、美術、文芸その他の芸術及び芸能等の振興に関する事業
- (2) 伝統芸能・伝統文化の継承、育成、普及、発信、交流に関する事業
- (3) 歴史文化の調査研究・教育・情報発信に関する事業
- (4) 文化芸術活動を通じた次世代育成に関する事業
- (5) 県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援、育成、交流に関する事業
- (6) 文化芸術のネットワーク化に関する事業
- (7) 文化芸術情報の収集及び提供に関する事業
- (8) 文化芸術交流の促進に関する事業
- (9) 文化芸術・教育に関する公共施設の管理運営に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、島根県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益財団法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために管理し、これを処分又は担保に供することができない。ただし、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株式等の議決権)

第6条 この法人は、贈与又は遺贈により保有した株式等に係る議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

い。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(4) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅延無く評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに評議員に対して書面をもって、通知しなければならない。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員のうちから選出する。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員

が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

- 3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長の他出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とする。
 - 3 代表理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とする。
 - 4 必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。専務理事は、理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度において、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 理事会に出席し、意見を述べること
 - (3) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会及び評議員会に報告すること
 - (5) その他監事に認められた法律上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等を支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第39条に定める理事会規則によるものとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規定等の制定、変更及び廃止

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方

法により通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

- 3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録署名人は、出席した代表理事及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、島根県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行なった場合は、遅延なく、その旨を島根県知事に届けなければならない。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、島根県に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは島根県又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別

に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第45条 理事長は、この法人の主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (4) 役員報酬等の支給の基準
 - (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 監査報告
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第46条第2項に定める規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公 告)

第48条 一般法人法第331条で定める、この法人の公告は、電子広告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県において発行する山陰中央新報に掲載する方法により行う。

第 11 章 補則

(委 任)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙 1 評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙 2 役員名簿のとおりとする。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	内訳
投資有価証券等	2 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

別紙 1

公益財団法人しまね文化振興財団の最初の評議員名簿

青 山 明 弘
赤 水 照 子
荒 本 弘 美
和 泉 敏太郎
勝 部 義 夫
木 村 和 夫
杉 原 幸 江
田 中 恭 子
蓮 岡 法 暲
濱 辺 弘 志
樋 口 忠 三
山 根 徳 久
山 本 瞳
米 山 道 雄

別紙2

公益財団法人しまね文化振興財団の最初の理事・監事名簿

役員名	氏名	役職
代表理事	藤岡大拙	理事長
代表理事	仲田盛義	専務理事
業務執行理事	勝部宏悦	事務局経営企画部長
業務執行理事	柳原博	島根県民会館長
業務執行理事	村川修	いわみ芸術劇場館長
業務執行理事	本間恵美子	八雲立つ風土記の丘所長
理事	安部圭司	
理事	河添達也	
理事	北島建孝	
理事	若佐博之	
監事	野田哲也	
監事	福田龍太	